

令和5年3月27日（月）

資料2

令和4年度 第3回 自立支援協議会

地域生活支援拠点の整備について

1 板橋区の地域生活支援拠点とは

- 障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。
- 『板橋区障がい者計画2023』における位置づけ
 - ・重点項目のひとつとして位置付けるとともに、5つの機能それぞれを重点項目を推進する主な事業に位置付けた。

2 地域生活支援拠点等の各機能（国が求める姿）

機 能	内 容
相談	○基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業などにコーディネーターを配置し、緊急時の支援を必要とする家庭と常時の連絡体制を確保し、サービスのコーディネートや必要な相談支援等を行う。
緊急時の受入・対応	○ 短期入所等を活用した緊急受入体制等の確保。 ○ 介護者の急病や障がいのある方の状態変化等があった場合に、緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。
体験の機会・場	○ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（グループホーム）等の障がい福祉サービスを利用し、一人暮らしの体験の機会や場を提供する。
専門的人材の確保・養成	○ 医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応ができる体制を確保する。 ○ 専門的な対応ができる人材の養成を行う。
地域の体制づくり	○ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制を構築する。

3 板橋区が目指してきた地域生活支援拠点等

機能	内容
①相談	<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者福祉センター（基幹相談支援センター）の機能移転・充実や、特定相談支援事業所等を活用した、緊急時に常時連絡が取れる体制（拠点）の検討・整備。○ 障がいの特性に応じた相談に加え、関係機関への円滑な接続ができる体制の検討・整備。
②緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none">○ 区内短期入所施設との連携、協力体制の確保に向けた検討・調整。○ 緊急保護事業（赤塚ホーム）における受入の充実に向けた検討。○ 板橋キャンパス（令和5年3月予定）の短期入所施設における受入枠の確保に向けた調整。○ 関係機関へ適切に接続しうる連携体制の検討。
③体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none">○ 区内共同生活援助（グループホーム）との連携・協力体制の確保に向けた検討・調整。○ 板橋キャンパス（令和5年3月予定）の共同生活援助（グループホーム）における受入枠の確保に向けた調整。○ 居住以外の体験として、就労等の体験の機会や場を提供する。
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none">○ 研修の種類・内容等の充実を図り、専門的知識の拡充を図るとともに、人材確保に取り組む。
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">○ 既存の連携体制の強化及び連携先の拡充による、ネットワークの充実を図る。

令和3年度以降、自立支援協議会で上記の内容を基に、検討を重ねてきた。しかしながら、拠点の重点施策である板橋キャンパスの施設については、建設工事が入札不調となり、整備が延長となった。

4 板橋区の地域生活支援拠点等の取組状況

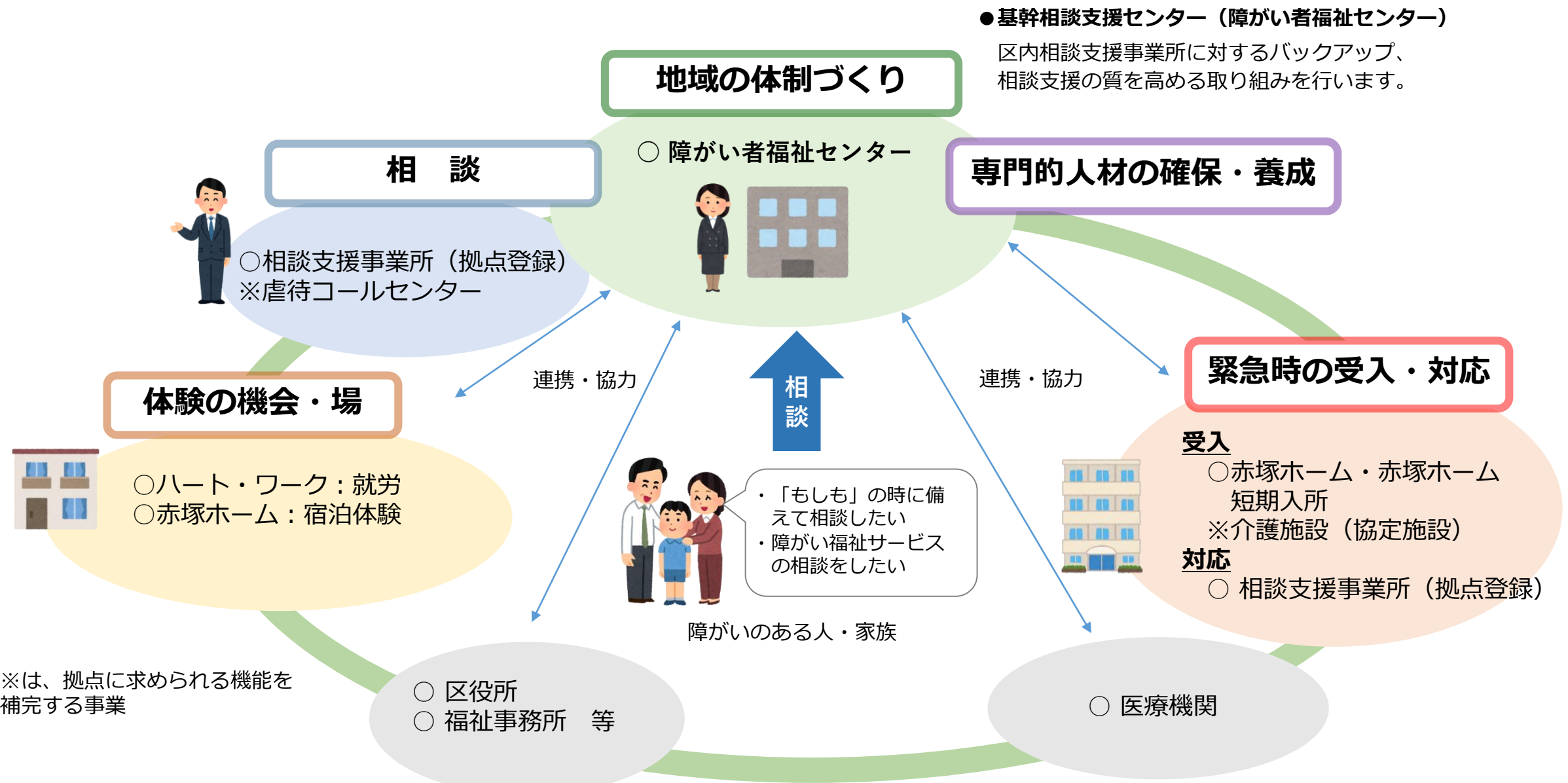
機能を担う支援機関	内 容
①相談 ●基幹相談支援センター ●相談支援事業所	○基幹相談支援センターにおいて、職員を1名増員し、相談支援事業所へのアウトリーチを含め連携を強化し、区全体の相談機能向上に向けた取り組みを実施（令和4年4月以降）。 ○介護者がいなくなった場合などの状況下で、一人で生活することが困難な障がい当事者を『安心支援プラン』対象者として、基幹相談支援センター及び関係機関で情報を共有し、緊急時に支援していく仕組みを構築（令和5年4月以降）。 ○【機能補完】日曜・夜間における障がい者虐待相談受付を実施（令和4年4月以降）。
②緊急時の受入・対応 ●赤塚ホーム・赤塚ホーム短期入所 ●相談支援事業所	○赤塚ホーム短期入所の新設（令和5年4月以降）。 <u>資料2-1参照</u> ○【機能補完】緊急時における介護施設との受入協定（令和5年4月以降）。 <u>資料2-2参照</u>
③体験の機会・場 ●赤塚ホーム ●ハート・ワーク	○赤塚ホーム短期入所の新設（令和5年4月以降）。 ○ハートワークでは「カフェこすもす」での就労体験を実施。
④専門的人材の確保・養成 ●基幹相談支援センター	○基幹相談支援センターにおいて、従来の研修に加え、支援者向けに強度行動障がい、医療的ケア、精神障がい、高次脳機能障がい等の研修を実施（令和4年4月以降）。
⑤地域の体制づくり ●基幹相談支援センター	○基幹相談支援センターにおいて、福祉サービス事業者向けの会議を企画・実施。 ○相談支援事業所の拠点登録を開始し、連携体制強化を図っていく（令和5年4月以降）。

5 今後について

- 令和3年度から4年度にかけて、地域生活支援拠点等運営検討会にて、拠点の各機能について検討を行ってきた。令和5年度以降は、「地域生活支援拠点等運営会議」として、緊急時に対応していく事案の共有をしていくとともに、継続して拠点の各機能の課題抽出を行い、解決に向けた検討を行っていく。
- 地域生活支援拠点等運営会議の動向は、検討会と同様に、自立支援協議会に報告し、各委員からの意見も取り入れ、地域生活支援拠点の機動的な運営を目指していくとともに、各機能の充実に努めていく。

板橋区の目指す地域生活支援拠点等の整備状況について

～住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、「もしも」の時に備える地域を目指して～



●基幹相談支援センター（障がい者福祉センター）

区内相談支援事業所に対するバックアップ、相談支援の質を高める取り組みを行います。

※は、拠点に求められる機能を補完する事業